

第6回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2024年6月27日(木曜日) 午前10時
受付開始午前9時

開催場所

東京都千代田区麹町六丁目6番地
スクワール麹町 3階会議室
(末尾記載の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

株主総会にご出席されない場合

インターネット又は書面（郵送）により議決権を行使
くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2024年6月26日(水曜日) 午後5時45分まで

目次

第6回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	6
連結計算書類	26
計算書類	29
監査報告書	32
株主総会参考書類	37

証券コード 5290
2024年6月10日

株 主 各 位

東京都千代田区麹町五丁目7番地2
株式会社ベルテクスコーポレーション
取締役社長 土 屋 明 秀

第6回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第6回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。



当社ウェブサイト <https://www.vertex-grp.co.jp>

（上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「株主・投資家情報」「株式情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。



東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ベルテクスコーポレーション」又は「コード」に当社証券コード「5290」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、4ページから5ページのご案内に従って、2024年6月26日（水曜日）午後5時45分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2024年6月27日（木曜日）午前10時（受付開始午前9時）
2. 場 所 東京都千代田区麹町六丁目6番地
スクワール麹町 3階会議室
(末尾記載の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第6期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第6期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎ 当社は、電子提供措置事項について上記の各ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとしておりますが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
なお、電子提供措置事項のうち、連結注記表及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
したがって、当該書面に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査等委員会が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <p>株主総会にご出席される場合</p> <p>議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p>日 時</p> <p>2024年6月27日(木曜日) 午前10時(受付開始:午前9時)</p>	 <p>書面(郵送)で議決権を行使される場合</p> <p>議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2024年6月26日(水曜日) 午後5時45分到着分まで</p>	 <p>インターネットで議決権を行使される場合</p> <p>次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2024年6月26日(水曜日) 午後5時45分入力完了分まで</p>
--	---	---

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 股

株式会社ベルテクスコーポレーション 御中

××××年 ×月×日

○○○○○○○

スマートフォン用議決権行使ウェブサイト ログインQRコード

見本

株式会社ベルテクスコーポレーション

こちらに議案の賛否をご記入ください。

- 第1号議案**
- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
 - 反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 第2・3号議案**
- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
 - 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
 - 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

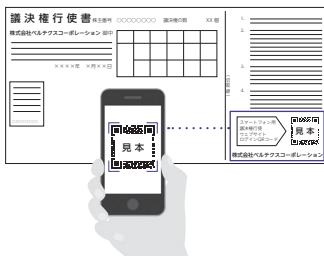
インターネット及び書面(郵送)の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

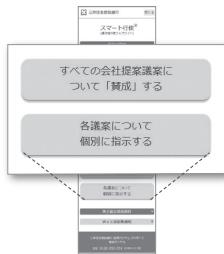
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

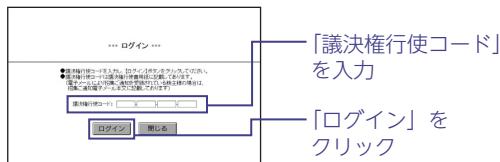
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、社会経済活動の正常化が進んだことにより緩やかな回復の動きがみられたものの、原材料やエネルギー価格の高止まりや物価の上昇、不安定な国際情勢による地政学的リスクに加え、為替相場の急速な変動など、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループが属する業界におきましては、異常気象等を原因とした大規模な自然災害に備えるため、国土強靱化に取り組む必要性が叫ばれており、公共投資は底堅く推移しているものの、将来の国内市場の縮小リスクへの対応が課題となっております。このような環境の中、当連結会計年度を最終年度とする第2次中期経営計画において、「主力事業の深掘りによるオーガニック成長の推進」、「成長事業の育成と新たな収益機会の獲得」、「持続的成長を可能とするための経営基盤の整備」に取り組み、更なる企業価値向上に努めてまいりました。

当連結会計年度の業績につきましては、売上高は36,833百万円（前年同期比5.8%減）、営業利益は5,727百万円（前年同期比3.0%増）、経常利益は5,849百万円（前年同期比0.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は3,728百万円（前年同期比0.4%減）となりました。

セグメント業績を示すと、次のとおりであります。

(コンクリート事業)

当連結会計年度に見込んでいた案件が翌年度以降にずれ込むなど、当連結会計年度の計画段階よりも出荷量が減少したことから、売上高は前年同期比5.4%減の25,726百万円となったものの、高付加価値製品へのシフトを加速させ進めてきた結果、セグメント利益は前年同期比0.3%増の4,899百万円となりました。

(パイル事業)

販売地域と案件の絞り込みによる効率化と強みに特化した受注活動を進めてきましたが、絞り込み地域における需要の低迷などにより、売上高は前年同期比31.2%減の2,783百万円となりました。セグメント利益は売上量の減少と原材料高騰の影響を受け、前年同期比69.0%減の81百万円となりました。

(防災事業)

激甚化する風水害への対策として「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が進行しており基調としては上向きであります。当連結会計年度は、期初計画段階で見込んでいた一部案件の遅れなどもあり、売上高は前年同期比2.9%減の4,765百万円となりました。セグメント利益は前年以來取り組んできた原材料価格高騰に伴う売価引き上げに加えて、生産拠点の増設を行ったことにより前年同期比22.0%増の1,557百万円となりました。

(その他)

2022年10月4日付で完全子会社化したプロフレックス株式会社の買収効果により、売上高は前年同期比21.1%増の3,557百万円、セグメント利益は前年同期比44.8%増の788百万円となりました。

2. 対処すべき課題

今後のわが国経済は、原材料価格の高騰や急速な為替相場の変動の懸念など、依然として先行きが不透明ではあるものの、制限されていた社会経済活動の正常化により、引き続き緩やかな回復傾向で推移すると思われます。

当社グループが属する業界においては、政府の施策の中においても緊急の課題として位置付けられている国土強靱化や防災・減災対策、老朽化が進む社会インフラの維持・更新対策などを中心とした公共建設投資、企業の設備投資を中心とした民間建設投資ともに引き続き堅調に推移すると思われます。

また、慢性的な人手不足から業務プロセスの改善による生産性の向上は建設業界の主要なテーマであり、建設現場における省人化・安全性の向上・工期短縮・働き方改革への寄与が期待されるプレキャスト化への促進・要望は年々高まっており、今後の市場拡大が期待されます。

当社は2018年10月に経営統合を行い、新たなグループ体制としてスタートしましたが、前身となる企業の発足から2024年に創業100年を迎えます。この節目を迎えるにあたり、グループ一丸となり未来への新たな一歩を踏み出すため、2024年4月1日にパーパス「『オンリーワンの技術』と『ユニークな発想』で、世界の人々の未来に安心の新しいカタチを提供します。」を制定しました。

また、新たに制定したパーパスの実現に向けて、10年後の2034年に目指す姿（長期ビジョン）「VERTEX Vision2034」と、2024年～2026年までの「第3次中期経営計画」を新たに策定しました。「第3次中期経営計画」において掲げた経営戦略を着実に実行することで、未来の安心と更なる企業価値向上を実現してまいります。

これからも引き続き、技術・研究開発、人材、設備等、グループ内の有形・無形の資産を最大限に活用し、建設業界ひいてはわが国の課題解決の一助となるべく、革新的な

製品の開発・供給に真摯に取り組んでまいります。

2025年3月期の連結業績見通しにつきましては、売上高40,000百万円、営業利益6,000百万円、経常利益6,200百万円、親会社株主に帰属する当期純利益4,050百万円を見込んでおります。

3. 設備投資等の状況

当連結会計年度中の設備投資の総額は、1,217百万円でありその主なものは次のとおりであります。

コンクリート事業におきましては、製品製造に係る型枠類の更新投資及び製品製造に係る機械等、685百万円の設備投資を行いました。

パイル事業におきましては、製品製造に係る機械等、44百万円の設備投資を行いました。

防災事業におきましては、製品製造に係る機械等、20百万円の設備投資を行いました。

その他におきましては、主にセラミックス製品製造に係る金型類の更新投資及び工場改修等、293百万円の設備投資を行いました。

全社共通として、基幹システム構築等に173百万円の設備投資を行いました。

4. 資金調達の状況

該当事項はありません。

5. 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

6. 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

7. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

8. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

9. 直前3事業年度の企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 3 期	第 4 期	第 5 期	第 6 期
	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期	(当連結会計年度) 2024年3月期
売 上 高 (百万円)	37,763	37,514	39,095	36,833
経 常 利 益 (百万円)	5,635	6,434	5,837	5,849
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	3,759	4,242	3,742	3,728
1株当たり当期純利益 (円)	142.80	160.96	140.86	143.86
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	141.75	159.27	138.93	141.63
総 資 産 (百万円)	46,265	47,419	49,843	52,024
純 資 産 (百万円)	26,248	29,196	31,584	33,859

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第4期(2022年3月期)の期首から適用しており、第4期(2022年3月期)以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。
3. 第3期から第4期における「1株当たり当期純利益」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」の各数値については、第5期に実施した1株につき3株の割合をもって分割した株式分割(効力発生日:2022年7月1日)に合わせ、株式分割後に換算した数値となっております。
4. 第5期連結会計年度より株式給付信託制度を導入しており、信託口が保有する当社株式を1株当たり当期純利益及び、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

10. 重要な親会社及び子会社の状況（2024年3月31日現在）

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
ベルテクス株式会社	百万円 100	% 100.0	コンクリート事業・防災事業 その他
ベルテクス建設株式会社	30	100.0	コンクリート事業・防災事業
株式会社ホクコンプロダクト	20	100.0	コンクリート事業
北関コンクリート工業株式会社	20	100.0	コンクリート事業
東北羽田コンクリート株式会社	10	100.0	コンクリート事業
九州ベルテクス株式会社	50	100.0	コンクリート事業・防災事業 その他
ホクコンマテリアル株式会社	50	100.0	パイル事業
ユニバーサルビジネス企画株式会社	50	100.0	その他
株式会社ウイセラ	10	100.0	その他
株式会社M・T技研	10	100.0	その他
アイビーソリューション株式会社	30	100.0	その他
プロフレックス株式会社	100	100.0	その他

- (注) 1. 「主要な事業内容」欄については、セグメントの名称を記載しております。
 2. 議決権比率は、間接所有割合も含めて記載しております。
 3. 当社の完全子会社であるベルテクス株式会社と株式会社ハネックス・ロードは、2023年6月1日を効力発生日として、ベルテクス株式会社を存続会社、株式会社ハネックス・ロードを消滅会社とする吸収合併を行いました。

③ 重要な関連会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社エヌエクス	百万円 10	% 47.6	その他

連結子会社は前頁に記載の12社であり、持分法適用会社は上記の1社であります。

④ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
ベルテクス株式会社	東京都千代田区麹町五丁目7番地2	7,040百万円	12,218百万円
プロフレックス株式会社	埼玉県さいたま市見沼区御蔵1172	2,643百万円	

11. 主要な事業内容（2024年3月31日現在）

事業部門	主要製品及び事業内容
コンクリート事業	マンホール、ヒューム管、ボックスカルバート等のコンクリート二次製品の製造・販売、その関連商品の販売並びにこれらの製品の据付工事
パイル事業	遠心カプレストレスコンクリートパイルの製造・販売並びに杭打工事
防災事業	落石防護柵等の防災製品の製造・販売、その他関連商品の販売並びに設置工事
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ニューセラミックス製品の製造・販売 ・機器レンタル及び資材販売 ・RFID（非接触ICタグ）の販売 ・コンクリートの調査・試験 ・システム開発・販売 ・油圧関連部材の企画・開発・販売 ・不動産賃貸等

12. 主要な拠点等（2024年3月31日現在）

<当 社>

本 社 東京都千代田区

<子会社>

名 称	拠 点	事業所（所在地）
バルテクス(株)	本 営 業 社 所	本社（東京都千代田区）、札幌事務所（北海道札幌市）、東北営業所（宮城県仙台市）、水戸営業所（茨城県水戸市）、北関東営業所（茨城県結城市）、群馬事務所（群馬県安中市）、埼玉営業所（埼玉県さいたま市）、千葉営業所（千葉県千葉市）、横浜営業所（神奈川県横浜市）、甲信営業所（長野県長野市）、長野事務所（長野県松本市）、富山営業所（富山県富山市）、石川営業所（石川県金沢市）、福井営業所（福井県福井市）、静岡営業所（静岡県静岡市）、名古屋事務所（愛知県名古屋市）、三重営業所（三重県桑名市）、滋賀営業所（滋賀県彦根市）、京奈営業所（京都府城陽市）、北近畿営業所（京都府福知山市）、大阪事務所（大阪府大阪市）、和歌山営業所（和歌山県和歌山市）、兵庫営業所（兵庫県明石市）、岡山事務所（岡山県岡山市）、広島営業所（広島県広島市）、山陰営業所（鳥取県西伯郡大山町）、鳥取営業所（鳥取県鳥取市）、福岡営業所（福岡県福岡市）
	工 場	結城工場（茨城県結城市）、熊谷工場（埼玉県熊谷市）、千葉工場（千葉県山武郡横芝光町）、静岡工場（静岡県磐田市）、富山工場（富山県高岡市）、武生工場（福井県越前市）、森田工場（福井県福井市）、桑名工場（三重県桑名市）、甲賀工場（滋賀県甲賀市）、京都工場（京都府城陽市）、兵庫第1工場（兵庫県西脇市）、兵庫第2工場（兵庫県小野市）、和田山工場（兵庫県朝来市）、大山工場（鳥取県西伯郡大山町）

名 称	拠 点	事業所（所在地）
ベルテクス建設(株)	本 営 業 社 所	東京本社（東京都千代田区）、大阪本店（大阪府吹田市）、西多摩営業所（東京都青梅市）、福井営業所（福井県福井市）、兵庫営業所（兵庫県小野市）
(株)ホクコンプロダクト	本 社	本社（福井県福井市）
北関コンクリート工業(株)	本 工 社 場	本社・工場（群馬県安中市）
ユニバーサルビジネス企画(株)	本 社	本社（福井県福井市）
東北羽田コンクリート(株)	本 工 社 場	本社・工場（山形県長井市）
九州ベルテクス(株)	本 工 社 場	本社（福岡県福岡市） 長崎工場（長崎県東彼杵郡川棚町）
ホクコンマテリアル(株)	本 営 業 社 所	本社（福井県福井市）、関西支店（大阪府大阪市）、北陸支店（福井県福井市）、敦賀営業所（福井県敦賀市）、金沢事務所（石川県金沢市）、中部支店（愛知県名古屋市）
	工 場	敦賀工場（福井県敦賀市）
(株)ウイセラ	本 工 営 業 所	本社（岐阜県瑞浪市）、日吉工場（岐阜県瑞浪市）、瑞浪工場（岐阜県瑞浪市）、東京営業所（東京都千代田区）、中部営業所（岐阜県瑞浪市）、大阪営業所（大阪府大阪市）
(株)M・T技研	本 営 業 社 所	本社（大阪府吹田市）、福井営業所・中央材料研究所（福井県鯖江市）、北陸事業所（石川県金沢市）、東海営業所（愛知県名古屋市）、関東営業所（東京都千代田区）、東北営業所（宮城県仙台市）、山陰営業所（鳥取県西伯郡大山町）
アイビーソリューション(株)	本 営 業 社 所	本社（福井県福井市） 東京出張所（東京都千代田区）
プロフレックス(株)	本 営 業 社 所	本社（埼玉県さいたま市）、品川店（東京都品川区）、川崎店（神奈川県川崎市）

13. 従業員の状況（2024年3月31日現在）

セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
コンクリート事業	774名	△16名
パイル事業	64名	△4名
防災事業	49名	3名
その他	142名	9名
全社（共通）	48名	0名
合計	1,077名	△8名

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員（期中平均雇用人数64名）は含んでおりません。
 2. 全社（共通）は、総務及び経理等の管理部門の従業員であります。

14. 主要な借入先（2024年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社北陸銀行	2,000
株式会社りそな銀行	1,225

百万円

II 会社の株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 92,000,000株
2. 発行済株式の総数 26,040,217株(自己株式4,513,133株を除く)
3. 当事業年度末の株主数 5,454名
4. 上位10名の株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
太 平 洋 セ メ ン ト 株 式 会 社	2,437,758 ^株	9.361 [%]
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	1,771,100	6.801
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	1,680,200	6.452
一 般 財 団 法 人 ベ ル テ ク ス グ リ ー ン 財 団	1,200,000	4.608
株 式 会 社 岩 崎 清 七 商 店	746,705	2.867
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE NON TREATY CLIENTS ACCOUNT	721,200	2.769
株 式 会 社 り そ な 銀 行	696,621	2.675
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	689,600	2.648
重 田 康 光	591,900	2.273
岩 崎 泰 次	551,400	2.117

(注) 当社は、自己株式を4,513,133株保有しておりますが、上記大株主からは除いております。なお、自己株式(4,513,133株)には、株式給付信託により信託口が保有する当社株式は含んでおりません。

5. その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	2019年度第1回新株予約権	2020年度第1回新株予約権	2021年度第1回新株予約権				
発行決議日	2019年6月27日	2020年6月26日	2021年6月29日				
新株予約権の数	47,920個	46,100個	31,200個				
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式(注)1 143,760株 (新株予約権1個につき3株)(注)1	普通株式(注)1 138,300株 (新株予約権1個につき3株)(注)1	普通株式(注)1 93,600株 (新株予約権1個につき3株)(注)1				
新株予約権の行使時の払込金額	1円	1円	1円				
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格	新株予約権1個当たり768円 (1株当たり256円)(注)1	新株予約権1個当たり1,110円 (1株当たり370円)(注)1	新株予約権1個当たり2,595円 (1株当たり865円)(注)1				
権利行使期間	2019年8月2日から 2049年8月1日まで	2020年8月4日から 2050年8月3日まで	2021年8月3日から 2051年8月2日まで				
行使の条件	(注)2	(注)2	(注)2				
役員 の 保有状況	取締役 (監査等委員であるもの 及び社外役員を除く)	新株予約権の数	24,040個	新株予約権の数	23,000個	新株予約権の数	17,900個
		目的となる株式数(注)1	72,120株	目的となる株式数(注)1	69,000株	目的となる株式数(注)1	53,700株
	取締役 (監査等委員)	保有者数	4名	保有者数	4名	保有者数	4名
		新株予約権の数	6,850個	新株予約権の数	8,800個	新株予約権の数	3,800個
目的となる株式数(注)1	20,550株	目的となる株式数(注)1	26,400株	目的となる株式数(注)1	11,400株		
保有者数	1名	保有者数	1名	保有者数	1名		

		2022年度第1回新株予約権	2023年度第1回新株予約権		
発行決議日		2022年6月29日	2023年6月29日		
新株予約権の数		87,600個	30,200個		
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 87,600株 (新株予約権1個につき1株)	普通株式 30,200株 (新株予約権1個につき1株)		
新株予約権の行使時の払込金額		1円	1円		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格		新株予約権1個当たり1,128円 (1株当たり1,128円)	新株予約権1個当たり1,359円 (1株当たり1,359円)		
権利行使期間		2022年8月2日から 2052年8月1日まで	2023年8月2日から 2053年8月1日まで		
行使の条件		(注) 2	(注) 2		
役員 の 保有 状況	取締役 (監査等委員であるもの 及び社外役員を除く)	新株予約権の数	46,500個	新株予約権の数	16,700個
		目的となる株式数	46,500株	目的となる株式数	16,700株
		保有者数	4名	保有者数	4名
	取締役 (監査等委員)	新株予約権の数	11,100個	新株予約権の数	4,000個
目的となる株式数		11,100株	目的となる株式数	4,000株	
保有者数		1名	保有者数	1名	

(注) 1. 2022年7月1日付で普通株式1株につき3株の割合をもって株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格」及び「役員保有状況 目的となる株式数」の数値は調整されております。

2. 新株予約権者は、権利行使時において、当社及びすべての子会社の取締役の地位を喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとします。ただし、この場合、新株予約権者は、取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができます。

IV 会社役員に関する事項

1. 取締役の状況

(2024年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 会 長	田 中 義 人	ベルテクス(株)代表取締役会長
代 表 取 締 役 社 長	土 屋 明 秀	ベルテクス(株)代表取締役社長
取 締 役	高 根 総	
取 締 役	仙 波 昌	ベルテクス(株)取締役副社長 ベルテクス建設(株)代表取締役社長
取締役 (常勤監査等委員)	花 村 進 治	ベルテクス(株)監査役
取締役 (監査等委員)	高 山 丈 二	(株)I.G.M.Holdings監査役
取締役 (監査等委員)	小 池 邦 吉	港総合法律事務所 中央労働金庫理事
取締役 (監査等委員)	曾 小 川 久 貴	公益社団法人日本下水道協会顧問

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 高山丈二氏、小池邦吉氏及び曾小川久貴氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、日常的な情報収集及び重要な社内会議への出席による情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、花村進治氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 取締役 (常勤監査等委員) 花村進治氏は、過去において(株)ホクコン (現ベルテクス(株)) の総合企画本部長として、長年にわたり財務及び会計に関する業務に携わっておりました。その後も同社の代表取締役として経営に携わり、財務及び会計について相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、各取締役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険 (D&O保険) 契約を締結しております。保険料は全額当社が負担しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補する内容であります。

2. 取締役の報酬等

1. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について、任意の報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は当事業年度における報酬等の決定については、任意の報酬委員会で決定した方針に従って個人別の報酬額を決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次のとおりであります。

a.基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針といたします。具体的には、取締役（社外取締役を除く）の報酬は、固定報酬としての基本報酬と業績指標を基礎としてその数が算定される非金銭報酬（以下「業績連動非金銭報酬」という。）としてのストックオプションにより構成し、社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うことといたします。

b.基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の基本報酬は、月例の固定報酬とし、株主総会で決議された報酬等の額の範囲内で、社会的水準、従業員給与との均衡及び会社の業績等を踏まえ、その総額を定め、個人別の実績、会社の業績、職務の内容、職位及び成果等を踏まえ、総合的に勘案して決定するものといたします。

c.業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び数の算定方法の決定に関する方針

業績連動非金銭報酬等は、株価上昇によるメリット及び下落によるリスクを中長期的に株主と共有することで、業績向上と株式価値向上へのインセンティブを高めるため業績指標（KPI）を反映したストックオプションとし、各事業年度の連結営業利益額の基準値に対する達成率に応じて算出された数（短期インセンティブ）及び各事業年度の連結営業利益率の基準値に対する達成率にROIC Spreadを加味して算出された数（長期インセンティブ）の合計数を毎年、一定の時期に付与いたします。基準となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて任意の報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものといたします。なお、当連結会計年度に係わる連結営業利益の実績は、57.2億円でした。

d.金銭報酬の額又は業績連動非金銭報酬等の数の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や類似する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、任意の報酬委員会が審議並びに取締役会に対する答申を行い、取締役会は当該答申内容を尊重し、決定することといたします。なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：業績連動非金銭報酬等（短期インセンティブ）：業績連動非金銭報酬等（長期インセンティブ）＝70：15：15といたします（KPIを100%達成の場合）。

e.取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、任意の報酬委員会が審議並びに取締役会に対する答申を行い、取締役会は当該答申内容を尊重し、決定することといたします。

2. 当事業年度に係る報酬等の総額

	対象役員 人数	報酬等の種類別の総額			報酬等の総額
		基本報酬	賞与	株式報酬	
		名	百万円	百万円	百万円
取締役（監査等委員を除く）	4	95	—	22	118
うち社外取締役	—	—	—	—	—
取締役（監査等委員）	4	43	—	5	48
うち社外取締役	3	20	—	—	20
合計	8	138	—	28	167
うち社外役員	3	20	—	—	20

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含んでおりません。
2. 取締役（監査等委員を除く。以下「取締役」という。）の報酬限度額は、2021年6月29日開催の第3回定時株主総会において、年額200百万円以内、株式報酬型ストックオプション報酬額年額80百万円と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名です。
3. 監査等委員の報酬限度額は、2021年6月29日開催の第3回定時株主総会において、年額60百万円以内、株式報酬型ストックオプション報酬額（社外取締役を除く）年額20百万円と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員の員数は4名（うち、社外取締役は3名）です。
4. 上記のストックオプションに係る報酬等の総額には、当事業年度における費用計上額を記載しております。
5. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「Ⅳ. 2. 1. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項」に記載しております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	重要な兼職の状況	当社との関係
取締役 (監査等委員)	高山丈二	(株)I.G.M.Holdings監査役	特別の関係はありません
取締役 (監査等委員)	小池邦吉	港総合法律事務所 中央労働金庫理事	特別の関係はありません
取締役 (監査等委員)	曾小川久貴	公益社団法人日本下水道協会顧問	特別の関係はありません

(2) 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員)	高山丈二	当事業年度に開催の取締役会には、12回全てに出席いたしました。主に行政機関での経験及び知見に基づき、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、独立性を踏まえた中立の立場から意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、当該事業年度開催の監査等委員会には12回全てに出席し、独立性を踏まえた客観的・中立的な立場から監査等委員会への助言・指導を実施しました。
取締役 (監査等委員)	小池邦吉	当事業年度に開催の取締役会には、12回全てに出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べ、取締役会機能の強化に十分な役割・責務を果たしております。また、当該事業年度開催の監査等委員会には12回全てに出席し、独立性を踏まえた客観的・中立的な立場から監査等委員会への助言・指導を実施しました。
取締役 (監査等委員)	曾小川久貴	当事業年度に開催の取締役会には、12回全てに出席いたしました。主に公益社団法人日本下水道協会の理事長等の経験に基づく経営監督に関する高い見識と、下水道分野に精通した幅広い知識から、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。また、当該事業年度開催の監査等委員会には12回全てに出席し、独立性を踏まえた客観的・中立的な立場から監査等委員会への助言・指導を実施しました。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役高山丈二氏、社外取締役小池邦吉氏及び社外取締役曾小川久貴氏と、会社法第423条第1項の責任について、各氏がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める額を限度として賠償責任を負うものとする責任限定契約を締結しております。

V 会計監査人の状況（2024年3月31日現在）

1. 会計監査人の名称

四谷監査法人

2. 会計監査人の報酬等の額

- (1) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 33百万円
- (2) 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計金額 33百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

4. 責任限定契約の内容の概要

当社と四谷監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額を限度としております。

VI 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

1. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社及びグループ各社全役職員に対し、コンプライアンスの周知・徹底を図ります。
- ② 内部監査室の監査及び社内外に通報窓口を設けた内部通報体制等により、コンプライアンスの順守状況の把握に努めるとともに、万一、コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容・対処案がトップマネジメント、取締役会、監査等委員会に報告され、適切な対応がとられる体制とします。
- ③ 代表取締役は、コンプライアンス基本規程に従い、必要な人員配置、マニュアル等の整備を行います。
- ④ 反社会的勢力には、毅然として対応し、一切関係を持たないこととします。新規取引先の事前審査、契約書等への反社会的勢力排除条項の規定などを行い、反社会的勢力との関係遮断に努めるとともに、不当要求を受けた場合に備え、警察や弁護士等外部専門機関と連携した体制を整備します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、稟議書など、取締役の職務の執行に係る情報・文書等の取扱いは、当社社内規程等に従って、適切に保存・管理を行い、他の取締役において常に閲覧できるものとしします。

(3) 損失の危険の管理に関する規則その他の体制

- ① 企業価値に影響を与えるおそれがあるリスクについて、グループ各社にリスク管理推進担当者を置き、リスクの早期把握と迅速且つ的確な対応を確保するものとしします。
- ② 総務・コンプライアンス室は、当社グループの業務執行に伴う様々なリスクの特定・評価、対応策の立案及びリスク顕在化時の損失極小化に向けた体制整備、並びに事業継続を確保するための事業継続計画（BCP）の策定・定着化・適時の見直しを統括します。
- ③ 内部監査室は、定期的に監査実施項目及び実施方法を検証し、監査実施項目に遺漏なきよう確認し、必要あれば監査方法の改定を行います。
- ④ 不測の事態が発生した場合には、対策本部の設置など組織対応を行い、必要に応じて弁護士など専門家のアドバイスを受け、適切な対応を行うものとしします。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、原則として、毎月1回取締役会を開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、迅速且つ適切な意思決定を図ります。
- ② 取締役会において、取締役の業務分掌を定め、代表取締役及び各業務担当取締役の

- 権限と責任を明確にし、効率的な業務執行を図ります。
- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社グループとしての業務の適正と効率を確保するため、グループ各社における内部統制システムの構築とコンプライアンス経営の推進を指導します。また、内部監査室は、グループ各社の監査についても取り組むものとしします。
 - ② 取締役は、グループ各社の重要な業務執行のうち、当社又はグループ経営上、必要と認める事項について、当社において決裁・承認を行うものとしします。
 - ③ その他、グループ各社の業務執行については、「関係会社管理規程」に基づき、事前承認又は報告を求め、業務執行の決定に関する権限の明確化と業務の適正化を確保します。
- (6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項及び当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査等委員会の職務を補助するため、補助使用人を配置するものとしております。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は設置しません。
 - ② 監査等委員会の補助使用人は、監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査等委員会の意見を聴取して決定します。
- (7) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する事項
- ① 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人、並びに、グループ各社の取締役、監査役及び使用人、又はこれらの者から報告を受けた者は、監査等委員会の定めるところに従い、監査等委員会の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うこととしします。
 - ② 監査等委員会は、必要に応じ、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人、並びに、グループ各社の取締役、監査役及び使用人から報告又は情報の提供を受け、会議の資料や記録の閲覧等を行うことができるものとしします。
 - ③ 監査等委員会に対し報告等を行った当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人、並びに、グループ各社の取締役、監査役及び使用人に対しては、当該報告をしたことを理由としていかなる不利益な取扱いも行わないものとしします。
- (8) 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 監査等委員会が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、監査等委員会の職務の執行に必要なでない認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理いたします。
- (9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 監査等委員会は代表取締役と定期的な会議を開催し、意見や情報の交換を行える体制

とします。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- (1) 当社は、当社グループにおける業務の適正を確保するために「内部統制システム構築の基本方針」を定めるとともに、諸規程の体系化及び業務標準化を適時適切に整備することにより、業務の適正を確保するとともに企業価値の向上に努めております。また、内部統制システムの運用状況を踏まえながら、内部統制システムの改善及び強化に継続的に取り組んでおります。
- (2) グループ各社の業務の遂行状況についても、適時適切に当社取締役会への報告が行われております。また総務・コンプライアンス室はグループ各社と連携し、当社グループ全体としてのリスク管理を統括しております。
- (3) 当社の取締役及びグループ各社の取締役は常に意思疎通を図り、重要な業務執行のうち、当社又はグループ経営上、必要と認める事項について、当社において決裁・承認を行い、監査等委員会の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行います。また、監査等委員会は代表取締役と定期的な会議を開催し、意見や情報の交換を行える体制を確保し、監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保しております。

Ⅶ 株式会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

Ⅷ 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題と認識しており、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保金を確保しつつ、安定的かつ継続的な配当を実施していくことを基本方針としております。今後も、中長期的な視点にたつて、成長が見込まれる事業分野に経営資源を投入することにより持続的な成長と企業価値の向上並びに株主価値の増大に努めてまいります。

当事業年度の期末配当金につきましては、当該基本方針及び中長期的な観点など総合的に勘案して、1株当たり40円とさせていただきます。予定です。

本事業報告中における記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	32,803,127	流動負債	13,817,075
現金及び預金	13,921,937	支払手形及び買掛金	2,679,982
受取手形、売掛金及び契約資産	9,131,798	電子記録債務	4,465,819
電子記録債権	4,151,452	短期借入金	3,040,000
未成工事支出金	212,214	1年内返済長期借入金	254,376
商品及び製品	3,815,166	リース債務	2,029
仕掛品	173,170	未払法人税等	1,089,172
原材料及び貯蔵品	916,483	賞与引当金	471,674
その他	501,261	工場閉鎖損失引当金	48,600
貸倒引当金	△20,357	その他の他	1,765,421
固定資産	19,221,812	固定負債	4,348,019
有形固定資産	12,538,833	長期借入金	1,458,347
建物及び構築物	2,887,293	リース債務	312
機械装置及び運搬具	907,423	繰延税金負債	650,131
工具、器具及び備品	657,697	退職給付に係る負債	722,138
土地	8,079,049	再評価に係る繰延税金負債	572,823
リース資産	2,168	工場閉鎖損失引当金	27,330
建設仮勘定	5,200	株式給付引当金	244,461
無形固定資産	3,784,012	資産除去債務	382,715
のれん	3,326,200	その他の他	289,757
その他	457,811	負債合計	18,165,094
投資その他の資産	2,898,966	(純資産の部)	
投資有価証券	1,462,010	株主資本	31,861,559
長期貸付金	5,906	資本金	3,000,000
繰延税金資産	678,683	資本剰余金	1,713,569
その他	922,563	利益剰余金	31,110,716
貸倒引当金	△170,195	自己株式	△3,962,725
資産合計	52,024,939	その他の包括利益累計額	1,719,815
		その他有価証券評価差額金	421,888
		土地再評価差額金	1,297,926
		新株予約権	278,469
		純資産合計	33,859,844
		負債及び純資産合計	52,024,939

連結損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位 千円)

科 目	金 額
売上	36,833,960
売上	24,660,415
販売費及び一般管理費	12,173,544
営業外収益	6,446,444
営業外収益	5,727,099
受取利息	263
受取配当	33,280
受取倒引	40,000
受取引当金	11,160
受取リースの費用	73,581
受取倒引の費用	113,907
営業外損	272,193
営業外損	27,741
営業外損	7,943
営業外損	54,614
営業外損	59,419
経常利益	149,718
特別利益	5,849,574
特別利益	151,670
特別利益	243
特別利益	101,414
特別損失	253,327
特別損失	8,683
特別損失	76,452
特別損失	55,239
特別損失	86,875
特別損失	227,252
税金等調整前当期純利益	5,875,649
法人税、住民税及び事業税	2,020,586
法人税、住民税及び事業税	126,369
当期純利益	2,146,956
当期純利益	3,728,693
親会社株主に帰属する当期純利益	3,728,693

連結株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位 千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	3,000,000	1,710,170	28,183,879	△2,947,117	29,946,932
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△801,856		△801,856
親会社株主に帰属する当期純利益			3,728,693		3,728,693
自 己 株 式 の 取 得				△1,033,193	△1,033,193
自 己 株 式 の 処 分		3,398		17,585	20,984
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					—
当 期 変 動 額 合 計	—	3,398	2,926,836	△1,015,608	1,914,627
当 期 末 残 高	3,000,000	1,713,569	31,110,716	△3,962,725	31,861,559

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	その他の包括 利益累計額合 計		
当 期 首 残 高	168,125	1,219,799	1,387,924	249,645	31,584,502
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△801,856
親会社株主に帰属する当期純利益					3,728,693
自 己 株 式 の 取 得					△1,033,193
自 己 株 式 の 処 分					20,984
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	253,763	78,127	331,890	28,824	360,715
当 期 変 動 額 合 計	253,763	78,127	331,890	28,824	2,275,342
当 期 末 残 高	421,888	1,297,926	1,719,815	278,469	33,859,844

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,378,417	流動負債	193,896
現金及び預金	2,346,404	未払金	123,237
前払費用	14,392	未払費用	4,775
その他	17,620	未払法人税等	18,208
固定資産	9,839,992	未払消費税等	19,115
有形固定資産	20,741	賞与引当金	13,302
建物	19,123	預り金	15,257
工具、器具及び備品	1,617	固定負債	4,501,429
無形固定資産	14,649	関係会社長期借入金	4,500,000
投資その他の資産	9,804,602	株式給付引当金	1,350
投資有価証券	0	長期未払金	79
関係会社株式	9,699,800	負債合計	4,695,326
繰延税金資産	6,150	(純資産の部)	
その他	98,651	株主資本	7,244,613
		資本金	3,000,000
		資本剰余金	4,700,056
		資本準備金	750,000
		その他資本剰余金	3,950,056
		利益剰余金	3,321,732
		その他利益剰余金	3,321,732
		繰越利益剰余金	3,321,732
		自己株式	△3,777,174
		新株予約権	278,469
		純資産合計	7,523,083
資産合計	12,218,409	負債及び純資産合計	12,218,409

損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位 千円)

科 目	金 額	額
営業収益		2,578,852
営業費用		565,511
営業利益		2,013,340
営業外収益		
雑収益	3,403	3,403
営業外費用		
支払利息	21,092	
自己株式取得費用	4,830	25,922
経常利益		1,990,821
特別損失		
投資有価証券評価損	55,239	55,239
税引前当期純利益		1,935,581
法人税、住民税及び事業税	26,165	
法人税等調整額	△2,330	23,835
当期純利益		1,911,746

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位 千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	3,000,000	750,000	3,946,104	4,696,104
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			3,952	3,952
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当 期 変 動 額 合 計	-	-	3,952	3,952
当 期 末 残 高	3,000,000	750,000	3,950,056	4,700,056

	株 主 資 本				新株予約権	純資産合計
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計		
	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
当 期 首 残 高	2,211,842	2,211,842	△2,761,013	7,146,933	249,645	7,396,578
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当	△801,856	△801,856		△801,856		△801,856
当 期 純 利 益	1,911,746	1,911,746		1,911,746		1,911,746
自己株式の取得			△1,033,193	△1,033,193		△1,033,193
自己株式の処分			17,031	20,984		20,984
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				-	28,824	28,824
当 期 変 動 額 合 計	1,109,889	1,109,889	△1,016,161	97,680	28,824	126,504
当 期 末 残 高	3,321,732	3,321,732	△3,777,174	7,244,613	278,469	7,523,083

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月27日

株式会社バルテクスコーポレーション
取締役会 御中

四谷監査法人
東京都千代田区
指定社員 公認会計士 石井 忠弘
業務執行社員
指定社員 公認会計士 佐々木 大作
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社バルテクスコーポレーションの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社バルテクスコーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月27日

株式会社バルテクスコーポレーション
取締役会 御中

四谷監査法人
東京都千代田区
指 定 社 員 公認会計士 石 井 忠 弘
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 佐 々 木 大 作
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社バルテクスコーポレーションの2023年4月1日から2024年3月31日までの第6期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第6期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人四谷監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人四谷監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月30日

株式会社ベルテクスコーポレーション 監査等委員会

常勤監査等委員（取締役）花 村 進 治 ㊞

監査等委員（社外取締役）高 山 丈 二 ㊞

監査等委員（社外取締役）小 池 邦 吉 ㊞

監査等委員（社外取締役）曾 小 川 久 貴 ㊞

（注）監査等委員高山丈二、小池邦吉及び曾小川久貴は、会社法第2条第15号及び第311条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社の配当方針につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保金を確保しつつ、安定的かつ継続的な配当を実施していくことを基本方針としております。

また、当期につきましては、当該基本方針及び中長期的な観点など総合的に勘案し、以下のとおりとさせていただきます。存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金 40円 総額 1,041,608,680円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
2024年6月28日としたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営機構改革を実施し、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう1名減員し、取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	<p style="text-align: center;">たなか よしひと 田中 義人 (1958年6月27日生)</p>	<p>1981年4月 北陸コンクリート工業(株) (現ベルテクス(株)) 入社 1992年4月 同社武生工場長 2001年4月 同社環境事業本部バイオシステム事業所長 2006年6月 同社執行役員技術本部長 2008年3月 メンテナンス調査設計(株) (現(株)M・T技研) 代表取締役社長 2011年3月 (株)ホクコン (現ベルテクス(株)) 技術本部長 2011年6月 同社取締役執行役員技術本部長 2013年6月 同社取締役常務執行役員技術本部長 2015年6月 同社取締役専務執行役員技術本部長 2016年2月 同社代表取締役副社長技術本部長 2018年10月 当社取締役副会長 2019年3月 (株)ホクコン (現ベルテクス(株)) 代表取締役副社長環境事業本部長 2019年6月 同社代表取締役社長 2020年6月 当社代表取締役会長 (現任) 2021年4月 ベルテクス(株)代表取締役会長 (現任) (現在に至る)</p>	48,159 株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	<p style="text-align: center;">つちや あきひで 土屋 明秀 (1962年1月19日生)</p>	<p>1984年4月 スズキ(株)入社 2005年7月 日本ゼニスパイプ(株) (現ベルテクス(株)) 入社営業推進部長 2006年9月 同社営業本部長兼東京支店長 2007年8月 同社取締役営業本部長兼東京支店長兼名古屋支店長 2009年4月 同社取締役営業本部長兼東京支店長兼大阪支店長 2009年8月 同社常務取締役営業本部長兼東京支店長兼大阪支店長 2011年4月 同社取締役常務執行役員営業本部長兼東京支店長 2013年6月 ゼニス羽田ホールディングス(株) (現ベルテクス(株)) 取締役 2014年4月 ゼニス羽田(株) (現ベルテクス(株)) 常務取締役 2017年4月 同社代表取締役社長 (現任) 2017年6月 ゼニス羽田ホールディングス(株) (現ベルテクス(株)) 代表取締役社長 2018年10月 当社代表取締役社長 (現任) (現在に至る)</p>	39,024 株
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> 3	<p style="text-align: center;">やまもと ゆづる 山本 譲 (1968年10月23日生)</p>	<p>1987年4月 日本ゼニスパイプ(株) (現ベルテクス(株)) 入社 2004年4月 同社名古屋営業所長 2009年4月 同社名古屋支店長兼三河営業所長兼静岡営業所長 2013年4月 同社大阪支店長兼名古屋支店長 2014年4月 ゼニス羽田(株) (現ベルテクス(株)) 大阪支店長兼兵庫営業所長兼京都営業所長 2017年4月 同社取締役本社営業部長 2017年6月 同社取締役常務執行役員本社営業部長 2017年6月 ゼニス羽田ホールディングス(株) (現ベルテクス(株)) 取締役 2018年10月 当社取締役 2022年4月 当社常務執行役員兼ベルテクス(株)常務取締役 (現任) (現在に至る)</p>	14,370 株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 所有する当社の株式数には、役員持株会の保有分を含んでおります。
3. 当社は、田中義人氏及び土屋明秀氏を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は全額当社が負担しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補する内容であり、両氏の再任が承認された場合、引き続き当該保険契約の被保険者となります。また、山本譲氏の選任が承認された場合は、同氏も当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約は次回更新時において同内容で更新する予定であります。
4. 田中義人氏を取締役候補者とした理由は、同氏は当社設立時から取締役として当社経営に従事し、その役割・責務を実効的に果たしているほか、特に当社事業全般における技術部門・開発部門・製造部門にわたる多様な業務経験を有しています。また、2020年6月から代表取締役として経営の指導及び監督を適切に行っており、引き続き取締役として再任をお願いするものです。
5. 土屋明秀氏を取締役候補者とした理由は、同氏は当社設立時から代表取締役として経営の指導及び監督を適切に行っており、その役割・責務を実効的に果たしているほか、企業経営をはじめ営業戦略やマーケティング戦略における豊富な経験と幅広い見識、広い人脈を有しており、引き続き取締役として再任をお願いするものです。
6. 山本譲氏を取締役候補者とした理由は、同氏は当社執行役員として当社グループ各社の管理監督等の職責に加え、当社の主要子会社のベルテクス株式会社の取締役として経営に従事し、その役割・責務を実効的に果たしており、当社グループの企業価値のさらなる向上に寄与できると判断し、新たな取締役として選任をお願いするものです。

第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

監査等委員である取締役4名（うち社外取締役3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査体制の強化を図るため、監査等委員である取締役を1名増員することといたしたく、監査等委員である取締役5名（うち社外取締役4名）の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
新任 1	たかね さとし 高根 総 (1958年10月23日生)	1982年4月 (株)協和銀行（現(株)りそな銀行）入行 2000年7月 (株)あさひ銀行（現(株)りそな銀行）等々力支店長 2002年6月 (株)ハネックス（現ベルテクス(株)）管理本部部長 2010年6月 同社取締役管理本部長 2011年12月 同社取締役常務執行役員 2013年6月 ゼニス羽田ホールディングス(株)（現ベルテクス(株)）取締役 2014年4月 ゼニス羽田(株)(現ベルテクス(株)）代表取締役専務 2017年4月 同社代表取締役会長 2017年6月 ゼニス羽田ホールディングス(株)（現ベルテクス(株)）代表取締役会長 2018年10月 当社取締役副会長 2020年6月 当社取締役（現任） （現在に至る）	6,964 株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	こいけ くによし 小池 邦吉 (1969年7月9日生)	1996年4月 弁護士登録（東京弁護士会所属）（現任） 港総合法律事務所入所（現任） 2007年11月 東京弁護士会綱紀委員会委員 2008年4月 法政大学法科大学院非常勤講師（現任） 2011年4月 法政大学公務人材育成センター講師 2011年10月 ゼニス羽田ホールディングス㈱（現ベルテクス㈱）法律顧問 2015年6月 ゼニス羽田ホールディングス㈱（現ベルテクス㈱）社外取締役 2016年6月 中央労働金庫理事（現任） 2018年10月 当社社外取締役 2020年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任） （現在に至る）	300 株
3	そ お かわ ひさたか 曾小川 久貴 (1947年10月21日生)	1971年4月 建設省（現国土交通省）入省 2000年6月 同省都市局下水道部長 2001年1月 国土交通省都市・地方整備局下水道部長 2003年10月 財団法人下水道新技術推進機構（現公益財団法人日本下水道新技術機構）専務理事 2005年7月 日本下水道事業団理事（事業統括担当） 2008年7月 同事業団副理事長 2009年7月 同事業団理事長 2012年7月 公益社団法人日本下水道協会理事長 2017年6月 同協会顧問（現任） 2019年6月 当社社外監査役 2020年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任） （現在に至る）	0 株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
新任 4	もり ゆたか 森 裕 (1959年6月7日生)	1987年1月 会計検査院採用 1992年7月 大蔵省証券取引等監視委員会特別調査課 1994年12月 会計検査院第4局農林水産検査第2課調査官 2001年1月 中部国際空港株式会社調達部調達課長 2005年4月 会計検査院第1局財務検査課専門調査官 2007年7月 同検査院事務総長官房人事課人事企画官 2011年4月 同検査院事務総長官房能力開発官 2013年4月 同検査院第4局農林水産検査第2課長 2016年4月 同検査院事務総長官房会計課長 2017年4月 同検査院事務総長官房審議官(第5局担当) 2018年4月 同検査院事務総長官房審議官(第1局担当) 2019年1月 同検査院第3局長 2019年7月 同検査院第5局長 2020年4月 静岡県監査委員 2020年11月 静岡県代表監査委員 2024年3月 静岡県地方税滞納整理機構 代表監査委員(現任) (現在に至る)	0株
新任 5	まつ あみ はつみ 松阿彌 初美 (1968年1月28日生)	1999年4月 弁護士登録(大阪弁護士会所属)(現任) 京阪神法律事務所入所 2004年5月 総合法律事務所なみはや(現法律事務所なみはや)設立(現任) 2021年4月 当社法律顧問 2023年6月 株式会社京写社外監査役(現任) (現在に至る)	0株

(注)1. 当社は、松阿彌初美氏が所属する法律事務所なみはやと法律顧問契約を締結しておりますが、その取引高は僅少であります。その他各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 高根総氏は、当社の取締役をはじめ長年にわたり要職を歴任され、当社全般、主に人事労務と財務会計部門に関する豊富な経験・見識を有しており、中立的な立場から客観的な意見を述べ、監査等委員として職責を適切に遂行できるものと判断し、監査等委員である取締役候補者としております。

3. 小池邦吉氏、曾小川久貴氏、森裕氏及び松阿彌初美氏は社外取締役候補者であります。

4. 小池邦吉氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、同氏は弁護士としての経験・見識が豊富であり、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視をすることを期待したためであります。また、同氏が再任された場合は、当社の意思決定において妥当性・適正性を確保するために、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

5. 曾小川久貴氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、同氏は公益社団法人日本下水道協会の理事長等の経験を通じ下水道分野に精通され、また幅広い知識と高い見識を有しており、引き続きそれらの見識等を活かした専門的な立場で取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。また、同氏が再任された場合は、当社の意思決定において妥当性・適正性を確保するために、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。
なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
6. 森裕氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、同氏は長年にわたり行政機関での経験を通じて培った豊富な知識と高い見識を有しており、引き続きそれらの見識等を活かして特に財務・会計部門について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、当社の意思決定において妥当性・適正性を確保するために、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。
なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
7. 松阿彌初美氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、同氏は弁護士としての経験・見識が豊富であり、法律専門家として客観的な立場から、独立性をもって経営の監視をすることを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、当社の意思決定において妥当性・適正性を確保するために、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。
8. 小池邦吉氏及び曾小川久貴氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。小池邦吉氏の在任期間は、本総会終結の時をもって5年8ヶ月、曾小川久貴氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。なお、曾小川久貴氏は、過去に当社の社外監査役であったことがあります。
9. 当社は、小池邦吉氏及び曾小川久貴氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、両氏の再任が承認された場合は、同内容の責任限定契約を継続する予定であります。また、高根総氏、森裕氏及び松阿彌初美氏の選任が承認された場合は、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
10. 当社は、小池邦吉氏及び曾小川久貴氏を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は全額当社が負担しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補する内容であり、両氏の再任が承認された場合、当該保険契約の被保険者となります。また、高根総氏、森裕氏及び松阿彌初美氏の選任が承認された場合においても、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約は次回更新時において同内容で更新する予定であります。
11. 当社は、東京証券取引所の定めに基づき小池邦吉氏及び曾小川久貴氏を独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。また、森裕氏及び松阿彌初美氏につきましても、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、両氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

参考 スキルマトリックス

氏名	社外 独立	企業経営 経営戦略	営業 マーケティング	開発 生産 技術	財務会計 ファイナンス M&A	人事 労務 人材開発	法務 コンプライアンス リスク管理	行政経験
田中義人		●		●				
土屋明秀		●	●		●			
山本譲		●	●					
高根総					●	●	●	
小池邦吉	★					●	●	
曾小川久貴	★		●	●				●
森裕	★				●			●
松阿彌初美	★					●	●	

参考 社外取締役の独立性判断基準

当社は、社外取締役の独立性判断基準を下記のとおり定め、次の項目のいずれにも該当しないと判断される場合、独立性を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断します。

- 社外取締役は、現に当社及び当社の関係会社（以下「当社グループ」という）の役員（注1）及び使用人ではなく、過去においても当社グループの役員及び使用人ではないこと。
- 社外取締役は以下の要件を満たし、当社グループ及び特定の企業等からの経済的な独立性ならびに中立性を確保していること。
 - 以下のいずれにも該当していないこと。
 - 当社グループの主要な取引先（注2）となる企業等の役員及び使用人
 - 当社の大株主（注3）である者又は企業等、あるいは当社グループが大株主である企業等の役員及び使用人
 - 当社グループから役員報酬以外に多額（注4）の金銭その他の財産を受け取っているコンサルタント、弁護士等
 - 過去10年間に於いて、当社グループの会計監査人又は当該会計監査人の社員等である者
 - 当社グループから多額（注4）の金銭その他の財産による寄付を受けている者又は寄付を受けている法人・団体等の役員及び使用人
 - 配偶者又は二親等以内の親族が上記①から⑤までのいずれかに該当する者
- 社外取締役は、本条に定める独立性・中立性の要件を、取締役就任後も継続して確保するものとする。

注1：「役員」とは、取締役、監査役、その他の役員等をいう。

注2：「主要な取引先」とは、直近3事業年度のいずれかの会計年度において、当社グループとの業務・取引の対価の支払額又は受取額が、当社グループの売上高の2%以上である企業等。

注3：「大株主」とは、直近3事業年度のいずれかの会計年度において、総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有する者又は保有する企業等をいう。

注4：「多額」とは、直近3事業年度の平均で、年間1,000万円以上をいう。

以 上

株主総会会場ご案内図

東京都千代田区麹町六丁目6番地
スクワール麹町 3階会議室



【交通のご案内】

- JR四ツ谷駅「麹町口」より徒歩約1分
- 東京メトロ（丸ノ内線）四ツ谷駅より徒歩約1分
- 東京メトロ（南北線）四ツ谷駅より徒歩約1分
- 東京メトロ（有楽町線）麹町駅より徒歩約10分

総会ご出席者へのおみやげをご用意しておりません。
あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。